

令和7年度山梨県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業のご案内

(住宅支援資金)

母子・父子自立支援プログラム（以下プログラムという。）の策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当の支給を受けている方を対象に、住居の借り上げに必要となる資金をお貸しし、より所得の高い就労等に繋げることで、自立の促進を図れるよう支援します。

1 【貸付対象者】

以下の①～③の要件をすべて満たす方

- ① 山梨県内に住民登録をしている方
- ② 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給を受けている方又は同等の所得水準を超えた場合であっても1年以内の方
- ③ プログラムの策定を受けて、より高い所得が見込まれる転職や同一職場における資格取得等による所得増が見込まれる方

2 【貸付額】

月額40,000円以内（最大12か月まで）

- ・ 借り受け入居している住居の家賃相当額（管理費、共益費を含む）の実費
- ・ 住居確保給付金を受給している方は、家賃相当額から住居確保給付金の額を控除した額となります。

3 【貸付利子】

無利子です。

4 【連帯保証人】

不要です。

5 【申請期間、申請方法】

令和7年4月1日（火）～令和8年3月10日（火）

- ・ プログラム策定を受けた日から3か月以内

※プログラム策定については、市にお住まいの方は各市、町村にお住まいの方は県（中北、峡南、富士・東部各保健福祉事務所）にお問合わせください。

6 【申請書類】

- ① 貸付申請書（第1号様式の2）
- ② プログラムの決定通知書の写し
- ③ 児童扶養手当証書の写し（児童扶養手当を受給していない場合は、所得・課税証明書）

- ④ 住居確保給付金を受給している場合は、支給決定通知書の写し
- ⑤ 同意書（個人情報の取扱い）
- ⑥ 住民票（世帯全員、本籍地の記載があるもの）
- ⑦ 1 か月の家賃相当額が確認できる書類（賃貸契約書の写し等）

7 【貸付決定】

審査後、貸付け決定の可否を文書にて通知します。

8 【貸付契約】

決定通知を受けた時は、貸付契約をしますので、借用証書を提出していただきます。

なお、借用証書の提出の際に以下①、②の項目が必要となりますので、用意してください。

- ① 借用証書に押印する実印の印鑑登録証明書の提出
- ② 借用書に収入印紙の貼付（貸付金額による額）

9 【貸付金の交付】

原則として2 か月ごとに交付します。

10 【返還】

貸付けを受けた日から1 年以内に就職しなかった時、プログラム策定時より高い所得が見込まれる転職を行わなかった時など、貸付金を返還していただきます。

返還期間は4 年間で、返還期間を過ぎた債務には、年3 %の延滞利子がつきます。

11 【その他】

- ・貸付には審査があります。
- ・借入目的に反する貸付金の使用があった場合や貸付けを受け返還を免除されるか返還を完了するまでの間に、本会が求める届出がなかった場合は、返還の免除や猶予が受けられず、貸付金の返還を求めます。
- ・暴力団員が属する世帯の方の申込みはできません

【申請受付、お問合せ先】〒400-0005 甲府市北新1-2-12

山梨県社会福祉協議会 生活支援課 資金第1担当 TEL：055-251-3900